

3. 基本的な考え方

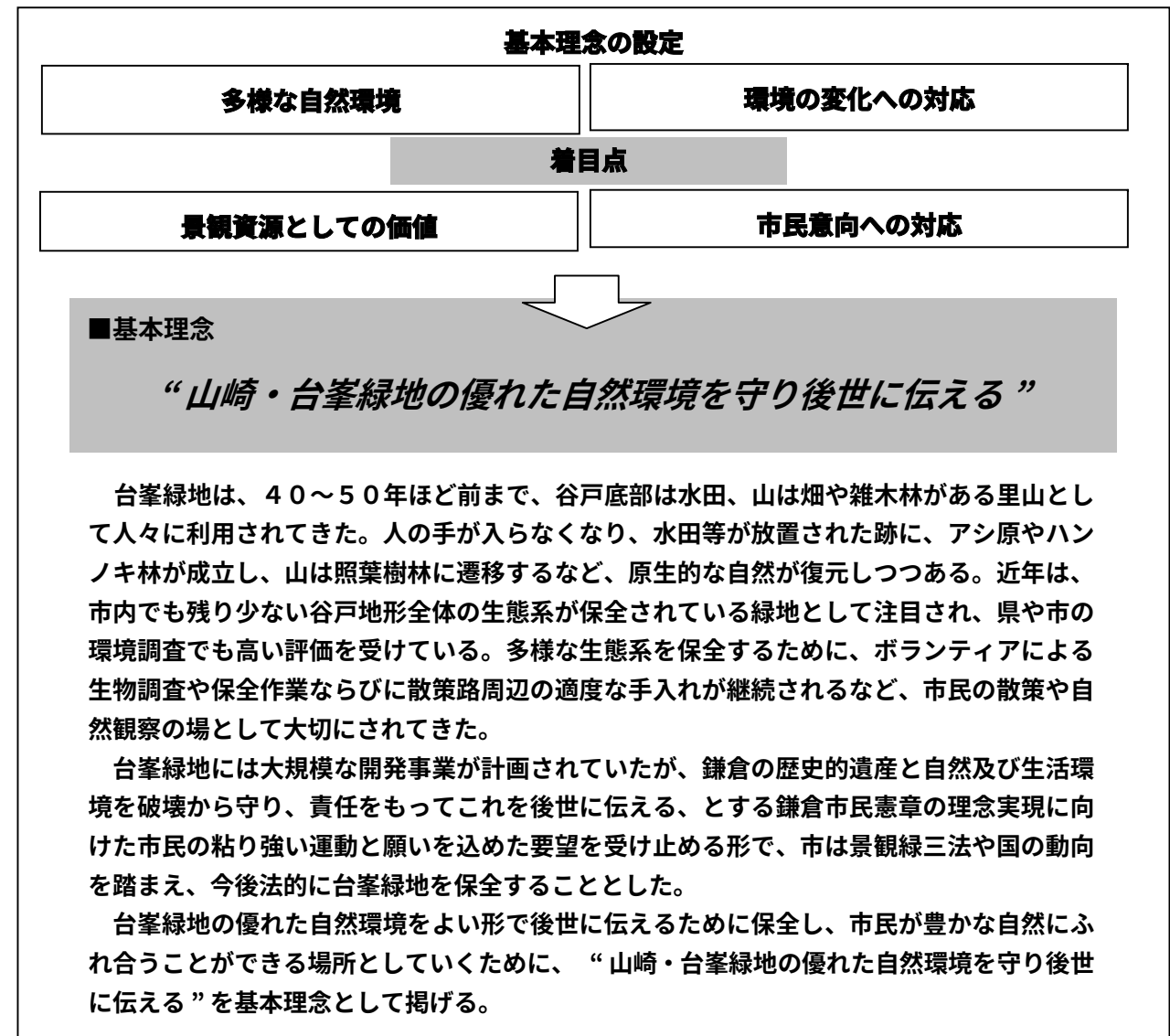
3-1. 計画に際しての考え方

この基本計画は、平成18年7月に確定した基本構想に基づき、本緑地に残る貴重な谷戸と樹林地を一体的に保全し、鎌倉らしさを特徴づける景観資源を確保するため、具体的な計画を策定するものである。

そのため、基本構想における基本理念を確認し、基本理念の具体化に向けての考え方を整理する。

1) 基本構想における基本理念

基本構想においては、本緑地の現状、自然環境の評価、上位計画における位置づけと市民要望の把握整理を通じて、「多様な自然環境」、「環境の変化への対応」、「景観資源としての価値」、「市民意向への対応」を着目点として以下の基本理念が設定された。



2) 基本理念の具体化に向けての考え方

「(仮称) 山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」という基本理念の具体化に向けて、その考え方を以下のように設定する。

(1) 「(仮称) 山崎・台峯緑地の優れた自然環境」を的確に把握し、その特性を活かす

本緑地の優れた自然環境は、以下のとおりである。

- ・ 多様な植物群落により構成されている。(モザイク状に分布し二次林と遷移が進む樹林)
- ・ 湿地を中心に特徴的な植生(ハンノキ群落等)が発達している。(水田跡地において、植生が遷移した結果、多様な植物が生育する)
- ・ オオタカやフクロウ等が確認され、多様な植物相の上に高次の動物相が保たれ、多様な生態系が成立している。
- ・ 水路、ため池、湿地部で多様な種、貴重種が見られ、豊かな生態系を示している。

また景観面で果たす役割や、市民の利用面で優れた点は、以下のとおりである。

- ・ 鎌倉の自然景観を代表する谷戸地形を有している。
- ・ 樹林地と畑の交錯する里山らしい景観は他の緑地で見られない貴重な景観である。
- ・ JR横須賀線や、市街地、市内の緑地から見る景観は古都鎌倉の歴史的風土の基盤となる景観として重要である。
- ・ 尾根道や農道として使われていた道が残り、散策や自然観察など自然とのふれあいの空間として市民の利用面で大きな役割を果たす。

これらの優れた自然環境を総合的な観点からの確に把握し、その特性の保全・活用を主体に具体化を図るものとする。

(2) 「優れた自然環境を守り後世に伝える」ため、適切な対策を講じる

優れた自然環境を良好な状態で守り、後世に伝えるためには、その自然環境が成立する条件に応じた適切な対策が必要となる。里山の多様な自然環境は、自然の仕組みと人間の働きかけによってなりたっており、これを保全するためには、その状況や特性に応じた対策を講じることが求められる。

なお、留意する点は以下のとおりである。

- ・ 市民要望にもあるように、出来る限りそのまま、最小限の整備に止めることが求められている。そのため、これを基本的原則として留意し、優れた自然環境を守り伝えるための措置として、モニタリング等を行いつつ、必要最小限の手を加えることとする。
- ・ 乾燥化などの遷移の進行、放置、放棄による荒廃化、防災、防犯や安全面での配慮などが必要であり、利用・管理面での対応を考慮しつつ適切な対策を講じる。

(3) 歴史資源を内包する鎌倉ならではの里山であることを重視する

本緑地は、やぐらや遺跡群など埋蔵文化財の包蔵地を含んでおり、歴史資源を内包する鎌倉ならではの里山となっている。このことは、古都鎌倉の歴史的風土として一体的な役割を果たすものであり、この特徴を重視した計画内容の設定を行うものとする。

3-2. 計画における具体的方針

基本理念の具体化に向けての考え方を踏まえ、基本構想における基本方針と基本課題、保全・活用に向けた課題を確認・整理し、本基本計画における具体的方針を設定する。

1) 基本構想における基本方針と基本課題

基本構想においては、市民要望を踏まえ、基本理念の実現に向けた基本方針と基本課題が以下のとおり設定された。

＜基本方針＞ ■ 鎌倉市における貴重な自然環境の保全 ① 自然環境の多様性の維持 ・ 二次林と自然林を含む多様な植物群落と水辺の植物までが見られる豊かな植生環境 ・ 多様な植生基盤の上に貴重種を含む多様な動物が成育 ・ 植生と水環境の保全を中心とした取り組みにより、自然環境の多様性を維持 ② 貴重種等の生育環境の維持 ・ 生態系の上位に位置するフクロウなど多くの動物類の貴重種が成育 ・ ハンノキ等の樹林としても鎌倉市の中では他で見ることのできない群落 ■ 鎌倉の都市景観資源としての保全 ① 北鎌倉方面からの緑地景観の維持 ・ JR 横須賀線車窓や鎌倉街道の西側に見える斜面林、東側の円覚寺を含む樹林とともに、古都鎌倉の景観形成に重要な役割を果たす景観 ② 台峯緑地内の特徴的な景観の維持 ・ 里山的な景観、湿地や池、ハンノキ林などの特徴的な景観、尾根道から望む円海山方面の眺望、尾根道に残る大径木のサクラなど、鎌倉の風景を体感できる景観 ＜基本課題＞ ■ 多様な自然環境の保全のための適切な維持管理 ・ 継承のための適切な樹林管理、湿地管理、水路管理を行っていく必要がある。 ■ 人と自然の関係の継承と再構築 ・ 自然を保全していくための自然と人間の関わり方を再構築してゆく必要がある。 ■ 自然環境を荒らさない活用方法の確立 ・ ハード及びソフト面で台峯緑地の自然環境を来訪者から守る方法を確立する必要がある。
--

2) 保全・活用に向けた課題

基本構想における自然環境の保全・活用に向けた課題は、以下のとおりである。

(1) 保全面での課題

■ 貴重な群落、自然林の保全

- ・ 市内でも貴重なハンノキ群落やスダジイ等の自然林はバランスに配慮しながら保全することが必要

■ 二次林の保全と健全化に向けた管理

- ・ 林床や立木密度など面的な管理、又は部分的な管理を行うために、モニタリングや試行が必要

■ 水辺環境の乾燥化に対する管理

- ・ 湿地の乾燥化が進んでおり、現況の湿地環境を保全するための適切な管理方法の模索が必要

■ 草地・放棄された農地の管理

- ・ ササの根を除去することで、ススキ草原や原っぱとして保全することが必要

(2) 活用面での課題

■ 水辺景観の活用

- ・ 谷戸のため池周辺や湿地を中心とした、植生と一体となった自然景観を活かすことが必要

■ 農地の管理、放棄農地の再利用

- ・ 畑地や、放置された水田の再生など自然環境の多様性を継承する要素として活用することが必要

■ 特徴のある群落の育成

- ・ ハンノキ群落や、湿性植物等の群落を保全育成して、自然景観の魅力を維持し高めることが必要

(3) 樹林の保全と活用に向けた課題

- ・ 自然林であるヤブコウジースダジイ群集の保全

- ・ 薪炭林であったオニシバリ・コナラ群集の樹林及び林床管理による、明るく多様性の高い群落の創出

- ・ スダジイ・コナラ群落等、安定した樹林地としていくための自然林への遷移を目標とした管理

- ・ 放棄され荒れているスギ・ヒノキ植林の枝払いや間伐等による適度な立木密度の群落形成

- ・ フクロウの棲家などにもなる大径木（サクラを含む）の保全と育成

(4) 水辺の保全と活用に向けた課題

- ・ 多くの動物の生息地となっている水田跡地の多様性を保全するための水環境・湿地環境の改善

- ・ 乾燥化が進む下流部湿地のヨシ、オギ、ミゾソバ群落についてはオギ原の現状維持やヨシ原の復元など目標像の設定と管理

- ・ 水路と湿性植物がセットになった魅力的な自然環境の保全と見せ方

- ・ ため池の良好な止水環境の保全と動物の生息環境機能を確保及びハイライト的景観の見せ方

- ・ シンボリックなハンノキ群落の保全と、ヨシ群落のハンノキ林への遷移を促すことも検討

- ・ ため池やハンノキ林など重要な湿地の立ち入り制限等

- ・ 水路の侵食（洗掘）対策や水路に覆いかぶさったササを刈るなどの定期的な管理

(5) 草地の保全と活用に向けた課題

- ・ 放棄された水田の市民利用による再生等

- ・ アズマネザサ群落を広場的な草原にすることや、市民利用のための活用等、場所毎の適切な目標の設定

- ・ 畑地の継承、放置された畑地の苗畑化、ススキ草原にするなど目標の検討

3) 本緑地のブロック評価

本緑地を集水域ブロックごとに評価する。基本構想では、自然環境調査、風致または景観、市民利用、防災、都市計画道路の5面から評価したが、本計画では、歴史文化面からの評価を加える。

- i 自然環境調査からの評価
 - 倉久保の谷戸の水路、池、湿地を中心とした①、⑩ブロック、水源となっている②ブロック及び清水谷戸の⑬ブロックが多く貴重種の生息地でありかつ生物種の多様性の指標も最も高い。
 - 倉久保の谷戸中央部東側⑪、⑫ブロックでは、生物種の多様性の指標はそれほど高くないが、貴重種の生息が確認され、倉久保の谷戸の環境を一体として形成・機能している。
- ii 風致又は景観からの評価
 - 本緑地は、鎌倉らしい緑の多い都市環境の形成に大きな役割を果たしている。
 - 特に本緑地東側の③～⑨ブロックの緑は、横須賀線の車窓から良く見え、緑多い古都鎌倉に来たことを感じさせる意味で大きな役割を果たしている重要な緑である。
 - 北側の緑も、周辺住宅地から望まれる良好な市街地景観を形成し、重要な役割を果たしている。
- iii 市民利用からの評価
 - 市民利用を考慮すべき景観資源は倉久保の谷戸底部の水路、ため池、湿地エリアに集中している。
 - 清水谷戸の⑬ブロックは、水田などが荒地化しており、自然環境を復元・保全する必要がある。
- iv 防災面の考慮事項
 - 急傾斜地は2つの谷戸内側及び北側斜面、東側斜面の一部であり、尾根周辺は比較的緩い。
 - 災害の危険度及び履歴を見ると危険箇所は本緑地の東側エリアに集中しており、樹林地を保全することで斜面の安定化を図ることが防災面から必要である。
- v 都市計画道路の存在
 - 都市計画道路のルートは、道路建設においてかなりの緑地の消失が懸念され、自然環境及び景観面への影響が多岐であり、区域分断の影響に考慮が必要である。

- vi 歴史文化からの観点
 - 山城的な遺構が全山にわたってみとめられている。また、居住址と考えられる谷も存在する。
 - かつての動線と考えられる通路や切崖（岸）や、山腹を切り盛りして平坦部にした防御施設としての曲輪は、本緑地全体にわたって確認されている。

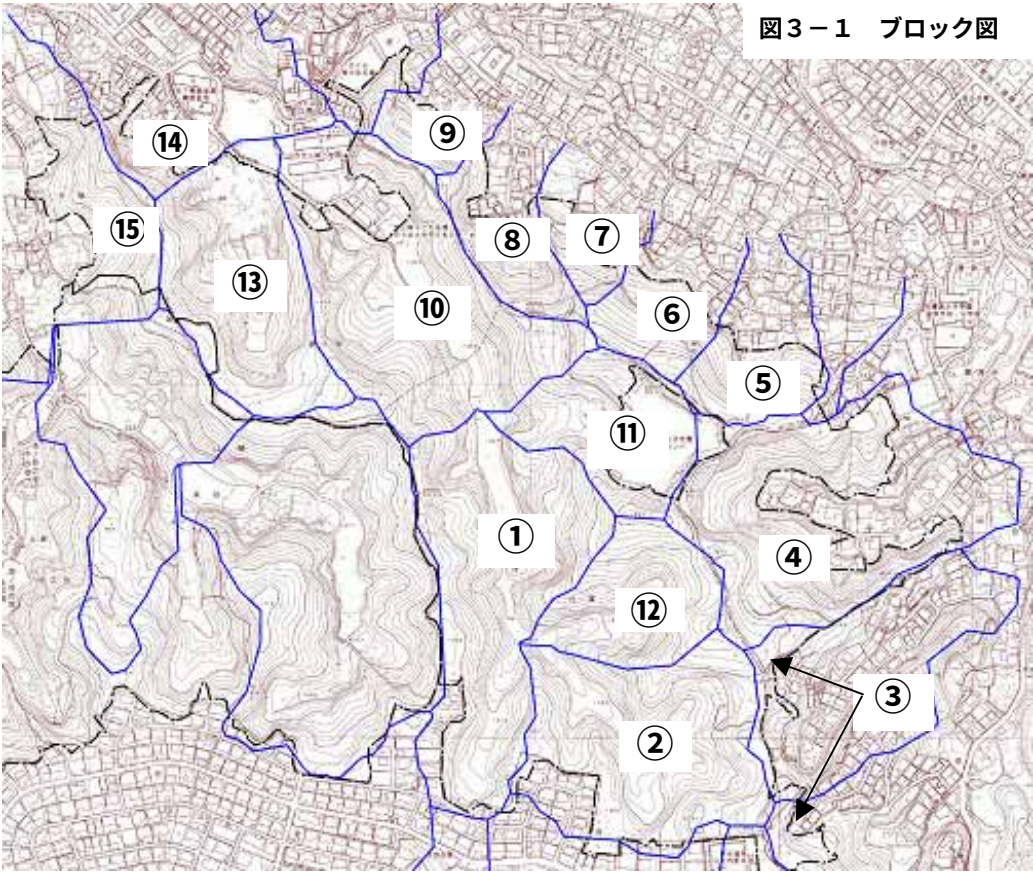


表3-1 ブロック評価

ブロック NO	i 自然環境調査からの評価		ii) 風致又は外部景観からの評価	iii) 市民利用からの評価		iv) 防災	v) 都市計画道路	vi) 歴史文化
	a. 貴重種の生息	b. 生物種の多様性の指標	a. 鎌倉らしい景観を形成	a. 特徴的な優れた景観の存在	b. 問題のある景観・環境の存在			
①	貴重種の生息が多く確認されている	最も高い指標となっている		池やハンノキ群落など本緑地のシンボル景観				
②	貴重種の生息が多く確認されている	高い指標となっている		多様な群落からなる樹林景観			計画ルートに近接している	主要な遺構が存在する
③			古都鎌倉を印象づける緑が存在する			土砂災害危険箇所指定	ルートが計画されている	
④			古都鎌倉を印象づける緑が存在する			土砂災害危険箇所指定	ルートが計画されている	主要な遺構が存在する
⑤			古都鎌倉を印象づける緑が存在する			土砂災害危険箇所指定		主要な遺構が存在する
⑥			古都鎌倉を印象づける緑が存在する			急傾斜地崩壊危険区域指定	計画ルートに近接している	主要な遺構が存在する
⑦			古都鎌倉を印象づける緑が存在する			土砂災害危険箇所指定		
⑧			古都鎌倉を印象づける緑が存在する			土砂災害危険箇所指定		
⑨			古都鎌倉を印象づける緑が存在する			土砂災害危険箇所指定		主要な遺構が存在する
⑩	貴重種の生息が多く確認されている	最も高い指標となっている		広がりのある緑豊かな谷戸空間				主要な遺構が存在する
⑪	貴重種の生息が多く確認されている						計画ルートに近接している	主要な遺構が存在する
⑫	貴重種の生息が多く確認されている			多様な群落からなる樹林景観			計画ルートに近接している	主要な遺構が存在する
⑬	貴重種の生息が多く確認されている	高い指標となっている			放置されて荒れた農耕地景観			
⑭						土砂災害危険箇所指定		
⑮						土砂災害危険箇所指定		

4) 基本計画における具体的方針

基本計画における具体的な方針を以下のとおり設定する。

(1) 基本理念

- 「(仮称) 山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り、後世に伝える」を基本理念とする。

(2) 基本方針

- 基本構想において設定した、「自然環境の多様性の維持と貴重種等の生育環境の維持」及び「北鎌倉方面からの緑地景観の維持と緑地内の特徴的な景観の維持」を基本方針とする。

(3) 保全施策

- 都市計画法に基づく都市計画公園（風致公園）及び都市緑地法に基づく保全配慮地区とする。

(4) ゾーニング及び動線構成の方針

- ゾーニングは、基本構想における「源流の森と里山の保全ゾーン」、「里山の保全ゾーン」、「里山再生ゾーン」および「景観緑地と里山の保全ゾーン」で構成する。
- 湿地環境については、保全・再生を図るエリアとして、「源流域の湿地保全エリア」、「里山の湿地保全エリア」、「里山の湿地再生エリア」、「水田・湿地再生エリア」を設定する。
- 動線は、既存の散策路を軸に、主動線（谷戸部）、主動線（尾根部）、副動線、補助動線で構成する。

(5) 保全と活用の方針

- 基本構想において設定した、多様な樹林地構成・水環境を維持するとともに、耕作放棄地等を適切に誘導する方針をふまえ、ゾーンの自然環境特性に対応した保全と活用を図る。
- 人と自然とのかかわりの歴史を経て成立する多様な植生と貴重な動物を含む生物相など、生物多様性を重視した保全・活用を第一とする。
- 谷戸と畑地ややぐら等の歴史資源が織り成す特徴的な自然景観を大切にする。
- 自然とのふれあいを高め、後世に伝えるための新たな人と自然の関係を構築する。

(6) 導入施設の方針

- 自然環境の保全を前提に、現況を大きく改変する規模の施設導入を避け、維持管理のため必要な施設は最小限とする。

(7) アクセス・動線の方針

- 動線は既存の散策路の活用を前提とし、そのルートと形状を尊重する。
- 源流域の自然の保全に配慮した動線の設定を行う。
- 高齢者や身体障害者の利用については、今後新たな視点を持って検討していく。

(8) 基盤整備の方針

- 造成は自然環境への負荷を軽減するため、必要最小限とする。
- 洗掘が進む水路やため池の水環境改善などの基盤整備は、集水域全体を考慮し、湿地環境の保全・回復等を目指して適切な対策を講じる。

(9) 主要施設の方針

- 導入する施設は、本緑地への出入り口など周縁部の平地を活用して設置し、緑地内への配置は避ける。
- 保全・活用のためのサイン類等の設置は、最小限に止める。

(10) 樹林地等保全整備の方針

- 樹林の水源涵養機能の維持・向上、ハンノキ林を含む湿地環境の保全、サクラや貴重な樹木の保全、耕作放棄地の環境再生及び注目種の生息生育環境の保全を図る。
- 適切な水環境を保全し、ヨシなど水分条件に応じた植生がモザイク状に分布する多様性の高い湿地環境の保全を図る。

(11) 管理運営の方針

- 維持管理の方針策定は、市民と行政との協働で行う。
- 植生の維持管理は、各ゾーンの特性・環境目標に基づき、モニタリング調査を行いつつ段階的に実施する。
- 資源のリサイクルを考慮して行う方針に基づき実施する。
- 維持管理には、協働を含めた市民参画が欠かせないことから、事業化に向けて、市民と行政が一体となった仕組みを相互の理解と協力の基に築きあげる。